

新国立劇場（不当労働行為）事件高裁判決に対する声明

日本音楽家ユニオン（以下「ユニオン」）に対する財団法人新国立劇場運営財団（「以下「財団」）の不当労働行為の有無が争われている不当労働行為救済命令取消請求事件について、東京高等裁判所第15民事部（藤村啓裁判長）は、3月25日、合唱団員の労働組合法上の労働者性を否定した東京地方裁判所の不当判決（平成20年7月31日付）を維持する不当判決を下した。

新国立劇場の合唱団員である八重樫節子氏（ユニオン会員）が財団との契約を2003年に打ち切られた本事件では、①財団がユニオンからの団交申し入れに応じなかったことが団交拒否に該当するか（労組法7条2号）、②八重樫氏との契約を打ち切ったことがユニオン会員ゆえの不利益取扱・支配介入にあたるか（労組法7条1号・3号）が争われてきた。

都労委、中労委は、共に、合唱団員の労組法上の労働者性を肯定し、①につき不当労働行為であると認め、②につき否定していた。そこで、ユニオンは②について、財団は①をについて、双方が中労委命令の一部取り消しを求めて東京地裁に提訴した。

ところが、東京地裁民事19部（中西茂裁判長）は、財団の主張を全面的に肯定し、ユニオンの団体交渉権を全面的に否定した。すなわち、合唱団員が年間230日間も時間的拘束を受け、その労務提供に対応して約300万円の報酬の支払を受けていたという労働実態を無視して、合唱団員の労組法上の労働者性を否定した。これは、労働者の団結により経済的に劣位に置かれる者の地位を引き上げて労働条件の対等決定を促そうとする労働組合制度の趣旨を理解していないものであり、これまでの裁判例などに反し、憲法の保障する団体交渉権を正面から否定する極めて不当な判決であった。

本日、東京高裁は、「契約メンバーの歌唱技能という債務の提供はオペラ公演における各メンバーの持ち場（合唱団におけるパート等）が自ずと決まっており、被控訴人が契約メンバーの労働力を事業目的の下に配置利用する裁量の余地があるとは考えられないところである。そして、…、契約メンバーが個別公演出演契約を締結してひとたび当該オペラ公演に参加することとした場合においては、オペラ公演のもつ集団的舞臺芸術性に由来する諸制約が課せられるということ以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない」として、合唱団員の労組法上の労働者性を再び否定した。放送局のオーケストラ楽団員の労組法上の労働者性を認めた最高裁判決（最高裁（第一小）昭和51年5月6日判決）にも反する。のみならず、世界的に見ても芸能実演家（音楽家・演劇人・舞臺芸術家など）の労働者性が認められている中で異常な判決である。国際音楽家連盟（FIM）も、「すべての実演家は、その雇用や契約の種類を問わず、組合を組織し（団結権）、労働組合に代表される権利を有している」ことを日本政府に承認するよう求めている。東京高裁判決は、フリーランスや非正規雇用の労働者が労働組合に結集して労働条件を対等に決定するという憲法で保障されている権利を奪うものであり、私たちは強く抗議する。

私たちは、労働者の権利を奪う東京高裁の不当判決に屈することなく、直ちに最高裁に上告し、八重樫氏が新国立劇場の合唱団員に戻るまで全力を尽くすことをここに宣言する。

2009年3月25日

日本音楽家ユニオン
新国立劇場合唱団員事件弁護団